

御殿場市
第6期障害福祉計画（案）
及び
第2期障害児福祉計画（案）
令和3年度～令和5年度
（2021年度～2023年度）

令和3年3月
御 殿 場 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の基本理念.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の達成状況の点検及び評価	3
第2章 障害者を取り巻く現状	4
1 障害者の現状	4
2 障害福祉サービスの利用状況.....	8
第3章 成果目標の設定	10
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
2 地域生活支援拠点等における機能の充実	10
3 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	11
4 障害児支援の提供体制の整備.....	12
5 相談支援体制の充実・強化等.....	13
6 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築	14
第4章 サービス見込量と確保のための方策	15
1 サービス見込量.....	15
2 見込量確保のための方策	17
3 基盤整備計画に関する事項	18
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	20
参考資料	23
1 指定障害福祉サービスの種類.....	23
2 指定障害福祉サービス事業所の状況.....	26

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の理念を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づいて、令和5年度の目標値を設定します。目標値の達成に向けた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

また、本計画は、障害者計画に掲げた基本理念である「共に生きる福祉のまちづくり」に向けた障害福祉サービスに関する「実施計画」として位置付けられ、第5期御殿場市障害福祉計画の実績及び障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するために定められた「第1期障害児福祉計画」の実績を踏まえ、続く3年間（令和3年度～令和5年度）における計画の策定を図るものです。

■□ 基本的な考え方 □■

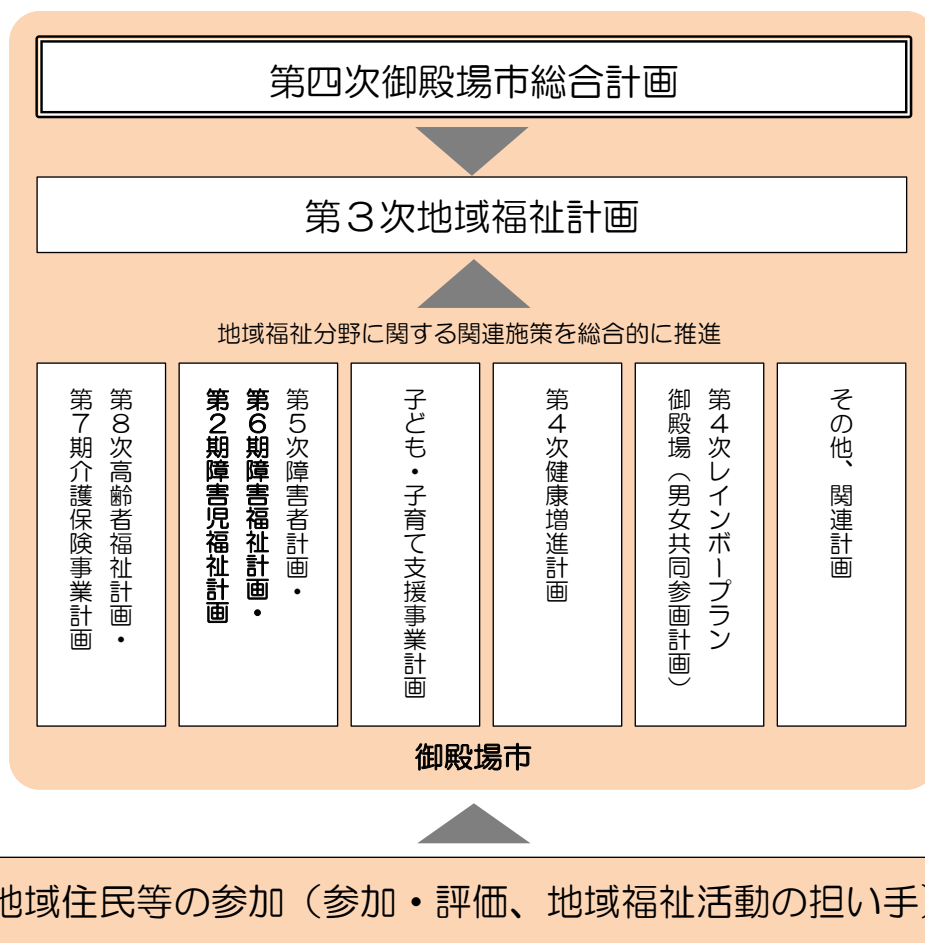
- （1）障害者の自己決定と自己選択を尊重
- （2）希望する障害者に必要なサービスを保障
- （3）グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- （4）福祉施設から一般就労への移行等を推進
- （5）障害児の健やかな育成のための発達支援
- （6）障害福祉人材の確保
- （7）障害者の社会参加を支える取組

2 計画の位置付け

○障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第6期計画として策定するもので、3年間を1期とし、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

○障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」の第2期として策定するものです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、市では「第6期御殿場市障害福祉計画」と一体的に策定するものとします。

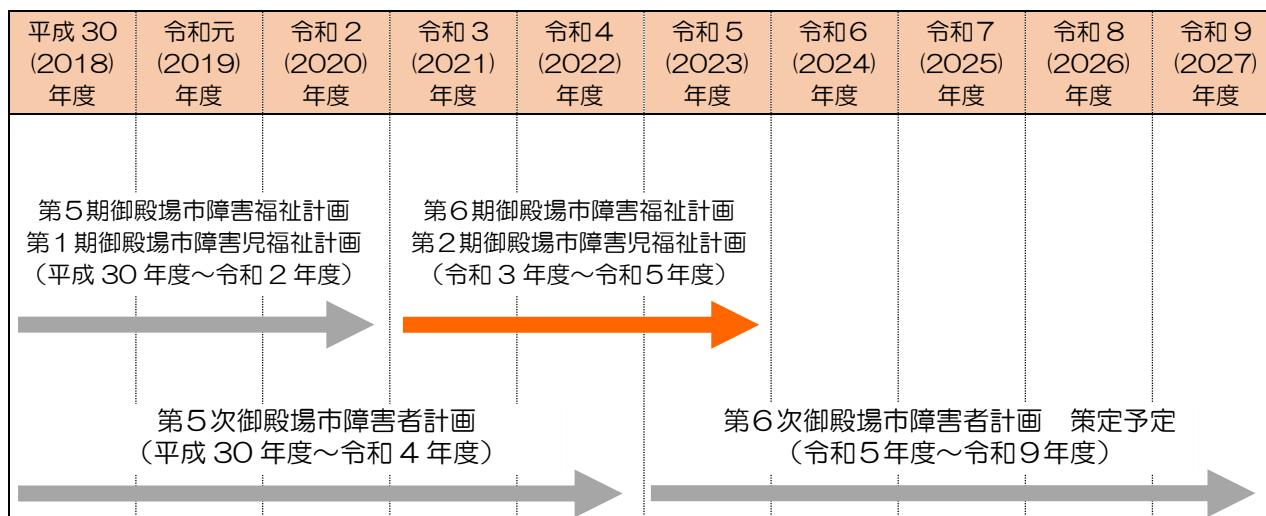
○本計画は、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」や、「第3次御殿場市地域福祉計画」、「第5次御殿場市障害者計画」、「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」など、保健・医療・福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法令 ・障害者総合支援法（第88条） 位置づけ ・障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 計画期間 ・3か年	根拠法令 ・児童福祉法（第33条の20） 位置づけ ・障害児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保に関する計画

3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度として令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 障害者の現状

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者については、令和元年度末現在では 2,760 人であり、平成28年度と比較し、令和元年度は7人の増加が見られました。

65歳以上の手帳所持者については、令和元年度では 1,860 人と、全体の6割以上を占めています。

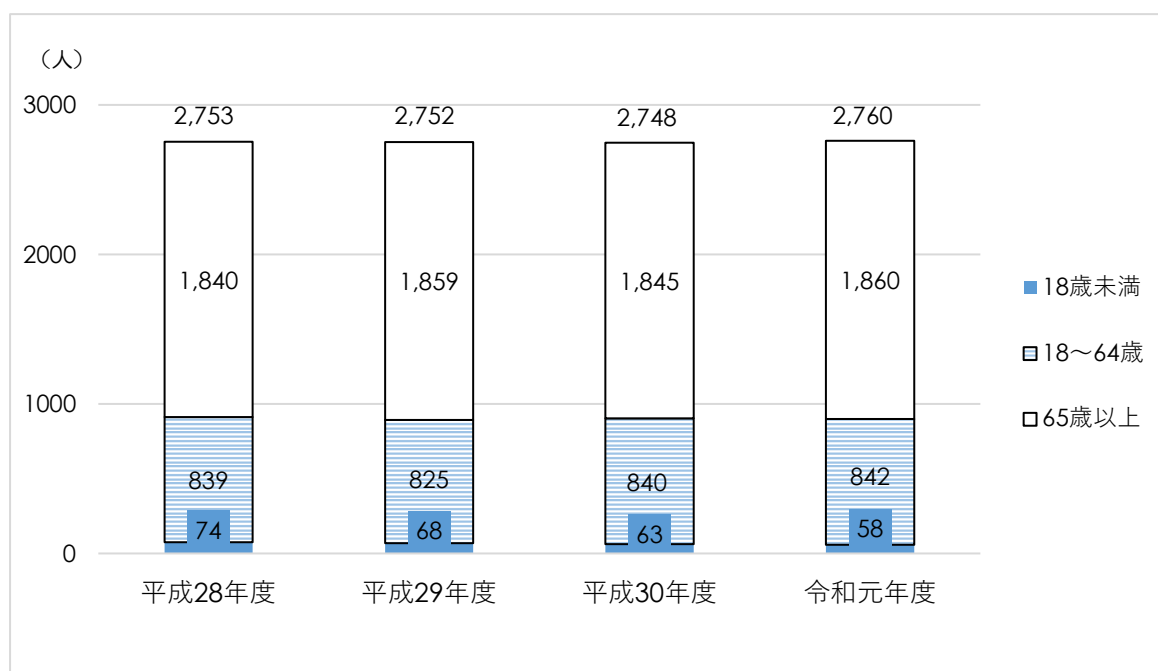
《表1 / 身体障害者手帳所持者数の推移》

(単位：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	74	68	63	58
18～64 歳	839	825	840	842
65 歳以上	1,840	1,859	1,845	1,860
合 計	2,753	2,752	2,748	2,760

資料：社会福祉課（各年度末現在）

《図1 / 身体障害者手帳所持者数の状況》



身体障害者手帳所持者を障害種別にみると、令和元年度末現在では「肢体不自由」が 1,410 人と最も多く、全体の半数以上となっています。

《表2／身体障害者手帳所持者数（障害種別・等級別）》

（単位：人）

区 分	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく機能 障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	57	9	0	293	646	1,005
2 級	45	60	1	281	13	400
3 級	10	27	25	249	108	419
4 級	21	51	12	350	153	587
5 級	30	1		142		173
6 級	16	65		95		176
合 計	168	213	38	1,410	920	2,760

資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

《表3／身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）》

（単位：人）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	977	990	982	1,005
2 級	436	423	415	400
3 級	402	408	413	419
4 級	597	593	596	587
5 級	170	170	170	173
6 級	171	168	172	176
合 計	2,753	2,752	2,748	2,760

資料：社会福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者を障害原因別にみると、令和元年度末現在では「後天性疾病」が 2,097 人と最も多く、全体の7割以上となっています。

《表4／障害の原因（障害別）》

（単位：人）

障害 \ 原因	戦傷病	労働 災害	不慮の 事故	疾病		交通 事故	その他	合計
				先天性	後天性			
視覚	0	2	3	31	129	1	13	179
聴覚	0	0	0	45	142	0	26	213
音声・言語	0	0	0	3	32	1	2	38
肢体不自由	1	80	93	132	954	79	71	1,410
内部	0	1	0	46	840	1	32	920
合 計	1	83	96	257	2,097	82	144	2,760

資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者については、令和元年度末現在は714人であり、平成28年度から令和元年度までの4か年で79人の増加が見られました。

程度別にみると、A判定（重度）よりもB判定（中・軽度）が多く、全体の6割以上を占めています。

《表5／療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）》

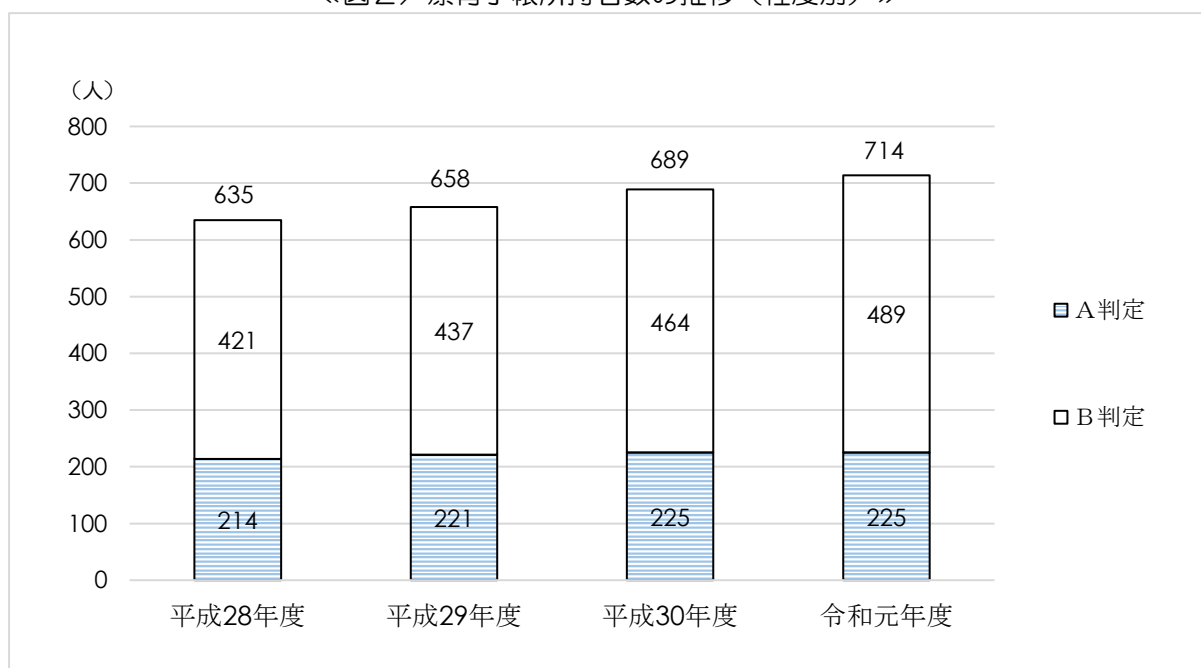
（単位：人）

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	18 歳未満	63	62	59	52
	18 歳以上	151	159	166	173
	合 計	214	221	225	225
B	18 歳未満	142	136	156	169
	18 歳以上	279	301	308	320
	合 計	421	437	464	489
合 計	18 歳未満	205	198	215	221
	18 歳以上	430	460	474	493
	合 計	635	658	689	714

※B判定の一部に知的障害に加えて発達障害の診断を受けた者を含みます。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

《図2／療育手帳所持者数の推移（程度別）》



(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和元年度末現在は 287 人であり、平成28年度から令和元年度までの4か年で43人の増加が見られました。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が最も多く、令和元年度では全体の6割を占めています。

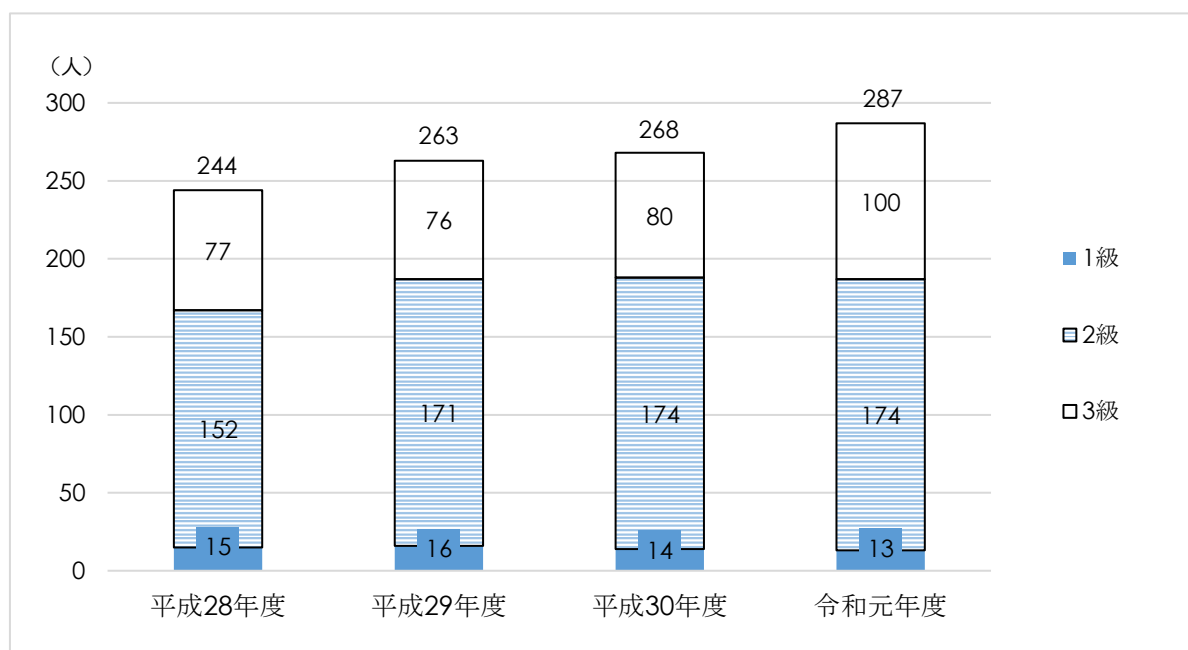
＜表6／精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）＞

(単位：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	15	16	14	13
2 級	152	171	174	174
3 級	77	76	80	100
合 計	244	263	268	287

資料：社会福祉課（各年度末現在）

＜図3／精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）＞



2 障害福祉サービスの利用状況

各年度における指定障害福祉サービスの利用実績は以下のとおりです。なお、数値は各年度の1か月間の利用実績の平均値を掲載しています。（令和2年度は10月までの平均値）

（1）訪問系サービス

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	利用者数	83人	84人	86人
重度障害者等包括支援 同行援護	サービス利用量	543.5時間分	608.9時間分	558.1時間分

（2）日中活動系サービス

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中活動系サービス全体の 利用量	サービス利用量	394人分	416人分	425人分
生活介護	利用者数	123人	127人	127人
	サービス利用量	2,490人日分	2,564人日分	2,620人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1人	0人	1人
	サービス利用量	13人日分	0人日分	16人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	2人	4人	4人
	サービス利用量	51人日分	78人日分	79人日分
就労定着支援	利用者数	1人	3人	4人
	サービス利用量	1人日分	3人日分	4人日分
就労移行支援	利用者数	15人	14人	14人
	サービス利用量	253人日分	240人日分	244人日分
就労継続支援（A型）	利用者数	45人	48人	50人
	サービス利用量	890人日分	967人日分	1034人日分
就労継続支援（B型）	利用者数	182人	195人	206人
	サービス利用量	3,303人日分	3,516人日分	3700人日分
療養介護	サービス利用量	4人分	5人分	6人分
短期入所（福祉型）	利用者数	16人	14人	9人
	サービス利用量	93人日分	100人日分	91人日分
短期入所（医療型）	利用者数	5人	6人	4人
	サービス利用量	17人日分	26人日分	24人日分

(3) 児童通所サービス

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	利用者数	51 人	47 人	47 人
	サービス利用量	746 人日分	696 人日分	738 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	145 人	158 人	167 人
	サービス利用量	2,114 人日分	2,107 人日分	2,182 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	3 人	2 人	0 人
	サービス利用量	6 人日分	4 人日分	0 人日分

(4) 居住系サービス

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助 (グループホーム)	サービス利用量	59 人分	73 人分	78 人分
	うち日中サービス支援型	0 人分	3 人分	6 人分
施設入所支援	サービス利用量	96 人分	91 人分	95 人分

(5) その他のサービス

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域移行支援	サービス利用量	1 人分	1 人分	1 人分
地域定着支援	サービス利用量	0 人分	0 人分	0 人分
計画相談支援	サービス利用量	486 人分	484 人分	507 人分
障害児相談支援	サービス利用量	208 人分	220 人分	223 人分

平成30年度から令和2年度のサービス別利用量を比較すると、訪問系サービス、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、放課後等デイサービス、共同生活援助（グループホーム）は増加し、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）、児童発達支援、保育所等訪問支援が減少しました。

第5期計画の見込量と比べると、自立訓練（生活訓練）、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援（B型）、共同生活援助（グループホーム）は計画値を上回る結果となりました。

第3章 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（A）	92人	令和元年度末の施設入所者数
目標年の入所者数（B）	89人	令和5年度末の利用者数見込み
【目標値】 入所者数減少見込（A－B）	3人	差引減少見込み数 （国の指針（A）の1.6%以上減）
【目標値】 地域生活への移行者数	6人	令和5年度末までの地域移行者数 （国の指針（A）の6%以上）

2 地域生活支援拠点等における機能の充実

（1）地域生活支援拠点等の確保

項目		整備状況	備考
整備状況		設置済	令和2年度に小山町と共同設置
拠点が有する機能	相談	整備済	機能充実に向けた検証・及び検討を継続
	緊急時受入・対応	整備済	
	体験の機会・場	整備済	
	専門的人材の確保・養成	整備済	
	地域の体制づくり	整備済	

（2）地域生活支援拠点等に係る検証・検討

拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	御殿場・小山障害者自立支援協議会		
上記検証及び検討の年間実施回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12	12	12

御殿場・小山障害者自立支援協議会運営会議の場において、検証及び検討を行っていきます。

3 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	考え方
基準年の年間一般就労移行者数 (C)	10人 (うち就労定着支援利用者0人)	令和元年度において、福祉施設から一般就労した者の数
	(内訳) 4人	就労移行支援事業所
	3人	就労継続支援A型事業所
	3人	就労継続支援B型事業所
【目標値】 年間一般就労移行者数	14人 (うち就労定着支援利用者1人)	令和5年度中の一般就労する者の数 うち国の指針における就労定着支援事業所利用者割合は7割
	(内訳) 6人	就労移行支援事業所 国の指針 (C) × 1.30 倍以上
	4人	就労継続支援A型事業所 国の指針 (C) × 1.26 倍以上
	4人	就労継続支援B型事業所 国の指針 (C) × 1.23 倍以上

国の指針において、令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上と定められています。本市において現在就労定着支援事業所の設置予定はありませんが、設置された場合には国指針を目標に実施していきます。

4 障害児支援の提供体制の整備

障害児支援の提供体制についての状況と目標は、以下のとおりです。

体 制 種 別		令和元年度 現在の状況	目 標（国の指針）
(1)	児童発達支援センター	1 か所設置済	継続
(2)	保育所等訪問支援	体制構築済	継続
(3)	主に重症心身障害児を支援 する事業所		
	児童発達支援事業所	1 か所機能確保済	重症心身障害児を支援する機能を有する事業所の機能強化を目指していく
	放課後等デイサービス事業所	1 か所確保済	継続
(4)	医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場	未設置	令和3年度末までに御殿場市、小山町と 共同で設置する予定
	医療的ケア児等に関するコー ディネーターの配置	配置済み	継続

5 相談支援体制の充実・強化等

特定相談等は1事業所当たりの相談支援専門員の数少なく、相談支援専門員一人ひとりの負担が増えています。そのため、事業所を援助する総合的専門的な相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められています。

(1) 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保

項目	整備状況	目標
基幹相談支援センター	未設置	令和5年度末までに小山町と共同設置 (委託+直営での設置)

(2) 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組

①障害者の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

実施有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施する	実施する	実施する
実施者・実施方法	基幹相談支援センターが設置されるまでは、地域生活支援拠点コーディネーターや御殿場・小山障害者自立支援協議会の運営会議で対応。設置後は基幹相談支援センターで対応。		

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

指導・助言件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4	4	4
実施者・実施方法	御殿場・小山障害者自立支援協議会、相談支援部会の場で実施。		

③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数

指導・助言件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4	4	4
実施者・実施方法	御殿場・小山障害者自立支援協議会、相談支援部会の場で実施。		

④地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数

指導・助言件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4	4	4
実施者・実施方法	御殿場・小山障害者自立支援協議会、相談支援部会の場で実施。		

6 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

(1) 現状の整理

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

(3) で設定する項目について、本市における職員への周知、意識付け、配慮や関係自治体との必要な連携等を実施する体制を令和5年度までに構築していきます。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	2	2	2
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	2	2	2
市町職員への周知、意識付け、 配慮等の取組の具体的内容	新任職員については、参加を必須とする。		

②システム等での審査結果分析・共有等

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	令和3年度までに構築		
上記体制の具体的内容	毎月の請求に係る事務を通し、随時事業所に助言や指導を行っていく。		
上記共有を実施する回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12	12	12

第4章 サービス見込量と確保のための方策

1 サービス見込量

(1) 訪問系サービス（月間）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	利用者数	54 人	54 人	54 人
	サービス見込量	621 時間分	621 時間分	621 時間分

(2) 日中活動系サービス（月間）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス全体の 利用量	サービス見込量	425 人分	437 人分	447 人分
生活介護	利用者数	125 人	133 人	135 人
	サービス見込量	2,684 人日分	2,868 人日分	2914 人日分
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1 人	1 人	1 人
	サービス見込量	23 人日分	23 人日分	23 人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数	6 人	6 人	6 人
	サービス見込量	23 人日分	23 人日分	23 人日分
就労定着支援	利用者数	4 人	4 人	4 人
就労移行支援	利用者数	18 人	18 人	18 人
	サービス見込量	277 人日分	277 人日分	277 人日分
就労継続支援（A型）	利用者数	54 人	54 人	55 人
	サービス見込量	1,043 人日分	1,043 人日分	1,066 人日分
就労継続支援（B型）	利用者数	217 人	221 人	228 人
	サービス見込量	3,808 人日分	3,900 人日分	1,061 人日分
療養介護	利用者数	6 人	6 人	6 人
短期入所（福祉型）	利用者数	13 人	14 人	17 人
	サービス見込量	72 人日分	79 人日分	100 人日分
短期入所（医療型）	利用者数	9 人	9 人	9 人
	サービス見込量	28 人日分	28 人日分	28 人日分

(3) 児童通所サービス（月間）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	54 人分	56 人分	58 人分
	サービス見込量	654 人日分	674 人日分	694 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	168 人	176 人	184 人
	サービス見込量	2,344 人日分	2,504 人日分	2,664 人日分
保育所等訪問支援	利用者数	2 人	2 人	2 人
	サービス見込量	2 人日分	2 人日分	2 人日分
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0 人	0 人	0 人
	サービス見込量	0 人日分	0 人日分	0 人日分

居宅訪問型児童発達支援については、現在事業所がなく利用者もいないため、見込量を0としています。

(4) 居住支援系サービス（月間）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	サービス見込量	0 人分	0 人分	0 人分
共同生活援助 （グループホーム）	サービス見込量	83 人分	84 人分	84 人分
	うち精神障害者数	30 人分	30 人分	30 人分
うち日中サービス支援型	サービス見込量	6 人分	6 人分	6 人分
	うち精神障害者数	5 人分	5 人分	5 人分
施設入所支援	サービス見込量	91 人分	90 人分	89 人分

自立生活援助については、現在事業所がなく利用者もいないため、見込量を0としています。

(5) その他のサービス（年間）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	サービス見込量	1 人分	1 人分	1 人分
	うち精神障害者数	1 人分	1 人分	1 人分
地域定着支援	サービス見込量	1 人分	1 人分	1 人分
計画相談支援	サービス見込量	512 人分	521 人分	528 人分
障害児相談支援	サービス見込量	292 人分	322 人分	352 人分

2 見込量確保のための方策

- 障害福祉サービス等の内容の周知や、市の窓口や相談支援事業所等で分かりやすい情報提供を行うなど、障害者が自ら選択して利用できるよう支援します。
- 障害の特性に応じたサービス提供ができるよう、相談支援事業所と連携するとともに、御殿場・小山障害者自立支援協議会等を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業所等の資質向上に努めます。
- 県が主催する、たんの吸引、同行援護、行動援護等の各種研修会への参加を働きかけ、人材の質の向上とサービスの提供体制の充実を図ります。
- 施設入所者のうち、地域生活への移行が可能な人が円滑に移行できるよう、関係事業所と連携します。
- 障害福祉施設維持のため、施設の整備事業に対し、支援を行います。
- 障害者の生活の場の確保と地域生活を支援するため、グループホーム等の福祉資源の拡充を促進します。

3 基盤整備計画に関する事項

福祉施設の入所者の地域生活への移行や退院者の地域生活への移行、その他の障害福祉サービスの提供のために、必要となるサービスを提供するための基盤整備を着実に行う必要があります。市単独では困難な部分について、また、同様に他市町での提供体制で困難な部分については、周辺市町及び県との連携のもとで、圏域単位における基盤整備を検討します。

(1) 日中活動系サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	整備数	2 か所	3 か所	2 か所
	利用者数	13 人分	26 人分	20 人分
自立訓練（機能訓練）	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—
就労移行支援	整備数	1 か所	—	3 か所
	利用者数	20 人分	—	21 人分
就労継続支援（A型）	整備数	—	1 か所	1 か所
	利用者数	—	10 人分	10 人分
就労継続支援（B型）	整備数	4 か所	8 か所	4 か所
	利用者数	50 人分	120 人分	40 人分
就労定着支援	整備数	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数	15 人分	15 人分	15 人分
療養介護	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—
短期入所（福祉型）	整備数	2 か所	—	—
	利用者数	25 人分	—	—
短期入所（医療型）	整備数	—	—	—
	利用者数	—	—	—

(2) 児童通所サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	整備数	2 か所	1 か所	2 か所
	利用者数	25 人分	10 人分	20 人分
放課後等デイサービス	整備数	11 か所	6 か所	5 か所
	利用者数	114 人分	60 人分	50 人分
保育所等訪問支援	整備数	1 か所	—	1 か所
	利用者数	5 人分	—	5 人分

(3) 居住系サービス

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	整備数	3 か所	—	1 か所
	利用者数	30 人分	—	10 人分
共同生活援助 (グループホーム)	整備数	—	2 か所	4 か所
	利用者数	—	18 人分	30 人分

※静岡県作成の駿東田方圏域障害福祉計画より抜粋

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者や障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系による事業を効率的・効果的に実施します。また、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

実施にあたっては、障害福祉サービスで不足している部分において、特に要望が高い事業を中心に検討し、地域の実情に合わせた事業方法により、柔軟な事業展開を行います。

(1) 各年度における事業の種類ごとの見込量

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所	
イ 基幹相談支援センター	設置		設置		設置	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業	検討		検討		検討	
(4) 成年後見制度利用支援事業	1 人		1 人		1 人	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	検討		検討		検討	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
手話通訳者	7 人	29 人	7 人	29 人	7 人	29 人
要約筆記者	12 人	2 人	12 人	2 人	12 人	2 人
② 手話通訳者設置事業	2 人		2 人		2 人	
(7) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	5 件		5 件		5 件	
② 自立生活支援用具	10 件		10 件		10 件	
③ 在宅療養等支援用具	8 件		8 件		8 件	
④ 情報・意思疎通支援用具	25 件		25 件		25 件	
⑤ 排泄管理支援用具	1,480 件		1,510 件		1,540 件	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件		2 件		2 件	

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数	実施 見込量 箇所数	実利用 見込者数
(8) 移動支援事業						
利用見込者数	68 人		70 人		72 人	
利用見込み時間	4,062 時間		4,112 時間		4,162 時間	
(9) 地域活動支援センター						
① I 型	1 か所		1 か所		1 か所	
② II 型	2 か所	32 人	2 か所	30 人	2 か所	28 人
(10) その他の事業						
① 日中一時支援事業	36 か所	115 人	38 か所	120 人	40 か所	125 人
② 訪問入浴サービス事業	2 か所	11 人	2 か所	11 人	2 か所	11 人
③ 手話奉仕員養成研修事業	1 か所	13 人	1 か所	13 人	1 か所	13 人
④ 朗読奉仕員養成研修事業	1 か所	16 人	1 か所	16 人	1 か所	16 人
⑤ 自動車改造助成事業	2 件		2 件		2 件	
⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	1 件		1 件		1 件	

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
(2) 自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
(3) 相談支援事業	障害の特性に応じた相談支援ができるよう、身体・知的・精神について、それぞれ専門の事業所へ委託しています。
① 相談支援事業	ア 障害者相談支援事業 身体、知的、精神障害者の常勤の相談支援専門員が配置されている各相談支援事業者へ委託しています。
	イ 基幹相談支援センター 地域における相談支援体制の中核として、広域にて設置、運営しています。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	社会福祉士等の専門職員を配置して、困難ケース等の対応や地域自立支援協議会への専門的な指導・助言を行うことの可能な相談支援事業者へ委託しています。
③ 住宅入居等支援事業	地域生活移行の推進を実現するため、居住の場を確保する事業です。実施について、今後検討していきます。

事業名		実施に関する考え方
(4) 成年後見制度利用支援事業		高齢者福祉と連携して、事業を実施します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		高齢者福祉と連携して、事業の実施を検討していきます。
(6) 意思疎通支援事業		事業を円滑に遂行するため、通訳者の人材育成を図ります。
(7) 日常生活用具給付等事業		障害者の自立及び介護者の負担軽減のために必要な用具の給付を実施します。
	① 介護・訓練支援用具	介護者の負担軽減を図る用具を給付します。 (例) 特殊寝台、移動用リフト 等
	② 自立生活支援用具	障害者の自立を支援する用具を給付します。 (例) 入浴補助用具、移動・移乗支援用具 等
	③ 在宅療養等支援用具	在宅療養に必要な用具を給付します。 (例) パルスオキシメーター、電気式たん吸引器 等
	④ 情報・意思疎通支援用具	情報収集や意思疎通を容易にする用具を給付します。 (例) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用印字型通信装置 等
	⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙オムツ等をストーマ造設者や重度の排泄機能障害等の障害者に給付します。
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動を円滑にする用具で、設置のために小規模な住宅改修を要するものについて、用具と改修費を給付します。
(8) 移動支援事業		重度の四肢機能障害、知的障害、精神障害者の外出について、介護者を派遣します。
(9) 地域活動 支援センター	① I 型	障害者の創作活動・生産活動・社会参加の場として、地域生活支援の促進を図るとともに、重度障害者等に、食事や入浴介助を行い、介護者の負担軽減を図ります。
	② II 型	
(10) その他の 事業	① 日中一時支援事業	障害者の放課後及び日中活動の場の確保と、介護者の負担軽減のために、福祉施設等に委託して実施します。
	② 訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の四肢機能障害者に対して、自宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを実施します。
	③ 手話奉仕員養成研修事業	近隣市町と合同で、手話通訳奉仕員養成講座を2年に分けて実施します。
	④ 朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員等の人材確保のため、養成講座の実施機関に対して補助を行います。
	⑤ 自動車改造助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
	⑥ 自動車運転免許取得費用助成事業	障害者手帳所持者が運転免許取得に必要な費用の一部を助成します。

参考資料

1 指定障害福祉サービスの種類

(1) 訪問系サービス

サービス種別	説明	給付区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。家事の支援、通院の介助を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は行動障害を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を行います。	介護給付
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	介護給付
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	介護給付
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	介護給付

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	説明	給付区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護給付
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	訓練等給付
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。	訓練等給付
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事等の介護を短期間行います。	介護給付

(3) 児童通所サービス

サービス種別	説明	給付区分
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。	
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
居宅訪問型児童発達 支援	重度の障害等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	

(4) 居住系サービス

サービス種別	説明	給付区分
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	訓練等給付
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	介護給付
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	訓練等給付

(5) その他のサービス

サービス種別	説明	給付区分
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。一定期間ごとにモニタリングを行います。	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者で、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。	
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。	
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	

2 指定障害福祉サービス事業所の状況

令和2年10月1日現在

サービス種別		指定事業所数		備 考
		駿東田方 圏域内	左の内、 御殿場市内	
居宅介護（ホームヘルプ）		70	6	
重度訪問介護		57	5	
行動援護		8	1	
重度障害者等包括支援		0	0	
同行援護		39	3	
生活介護		53	9	
自立訓練	機能訓練	1	0	
	生活訓練	6	0	
就労移行支援		15	2	
就労継続支援	A型	29	3	
	B型	83	12	
療養介護		2	0	
短期入所（ショートステイ）		36	10	
共同生活援助（グループホーム）		42	8	
施設入所支援		20	5	
自立生活援助		3	0	
児童発達支援		32	6	
放課後等デイサービス		75	13	
保育所等訪問支援		10	1	
居宅訪問型児童発達支援		1	0	
地域移行支援		18	3	
地域定着支援		14	3	
計画相談支援		48	10	
障害児相談支援		31	6	

御殿場市 第6期障害福祉計画 及び 第2期障害児福祉計画
令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

発行日 令和3年3月

発 行 御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

電 話：0550-82-4238

F A X：0550-84-1046

市ホームページ：<http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/>